

世田谷区産業振興基本条例の一部を改正する条例について

(付議の要旨)

世田谷区産業振興基本条例の見直しに関し、世田谷区産業振興基本条例検討会議における議論を踏まえた世田谷区産業振興基本条例の一部を改正する条例の内容について報告する。

1 主旨

平成11年に制定した世田谷区産業振興基本条例（以下「条例」という。）の見直しに向けて、令和2年度より条例検討会議において改正内容の検討を行ってきた。条例検討会議での議論を踏まえ改正条例案を取りまとめたため、令和4年第1回区議会定例会に議案を提出する。

2 条例改正検討経過

会議等	日程	内容等
第1回条例検討会議	新型コロナウイルス感染症の影響により中止	—
第2回条例検討会議	令和2年8月31日	・ 検討体制及び検討スケジュールについて ・ 世田谷区の概要及び条例見直しの考え方
第3回条例検討会議	令和2年11月30日	・ 世田谷区産業振興基本条例と産業政策について ・ (仮称) 世田谷区地域経済の持続可能な発展条例の基本的な考え方について
第4回条例検討会議	令和3年3月26日	・ 世田谷区産業振興基本条例改正素案について
パブリックコメント	令和3年6月25日 ～7月16日	・ (仮称) 世田谷区地域経済の持続可能な発展条例素案に対するパブリックコメントを実施
シンポジウム	令和3年9月27日	・ 「今後の地域経済を考えるシンポジウム」を実施
第5回条例検討会議	令和3年10月29日	・ 「世田谷区産業振興基本条例改正案」制定に向けた提言について
提言受領	令和3年11月18日	・ 『「世田谷区産業振興基本条例改正案」制定に向けた提言』を受領

3 改正の内容

(1) 改正のポイント

- ① 条例の視点を「産業の振興」から「地域経済の発展や活性化」へと移行する。

- ② 経済成長のみならず、様々な社会課題の解決など、従前においては経済成長とは距離があると考えられてきたような価値の重要性を踏まえ、地域経済の発展と地域や社会の課題解決を両立する「地域経済の持続可能な発展」を目指していく。その実現に向けて、新たに4つの基本方針と、多様な産業の振興を図るための分野別方針を設定。
- ③ 「地域経済の持続可能な発展」に世田谷の多様な人材の力を活かしていくため、事業者のみならず、区民にも理解と協力を促し、事業者と区民、区等が一体となり、地域経済の発展に関わっていく。

(2) 名称

「世田谷区地域経済の持続可能な発展条例」に変更する。

(3) 前文

条例改正の背景や改正条例案に込めた思い、決意を記載した前文を新設する。

(4) 前文及び条文の内容

別紙「新旧対照表」の「改正条例案」のとおり。

4 改正条例素案からの修正点

パブリックコメント等を踏まえ、令和3年5月に定めた改正条例素案（3（4）「新旧対照表」の「改正条例素案」を参照。）を、3（4）「新旧対照表」の「改正条例案」下線のとおり修正した。

5 施行予定日

令和4年4月1日

6 今後のスケジュール（予定）

令和4年1月 区民生活常任委員会（改正条例案提案）

令和4年4月1日 改正条例施行